

南部地域認定感染制御リーダー育成事業実施要領

1. 目的

地域の感染症対策において、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクが高い方が生活する社会福祉施設での感染防止対策は極めて重要であり、今後も繰り返すことが予想される新興・再興感染症に備えて社会福祉施設における感染防止体制を強化することは喫緊の課題である。

今回、施設における新型コロナウイルス感染症の集団発生に際して、病院の感染管理認定看護師、保健所、県感染症対策課職員等外部からの支援が行われたが、流行期には外部からの支援にも困難が生じた。したがって、感染管理を外部に依存せず、社会福祉施設自身が感染管理を実施できる体制の構築が望まれる。

これまで、県庁担当課や保健所等により社会福祉施設等に対して感染対策研修が何度も開催されたが、知識・技術の広がりには十分ではない。各施設の感染管理において中核となる職員を重点的に育成することにより、内外の資源を活用・連携しながら施設自らが感染管理を実施できることが重要である。

そこで、病院の感染管理認定看護師等と連携して、各社会福祉施設の感染管理の中心となる職員に集中的に研修を実施し、十分な知識と技術を修得した当該職員に対して草津保健所長から認定資格を付与することで、管内施設の感染管理水準の向上を図る。

2. 認定感染制御リーダー

草津保健所長の認定を受け、施設における感染管理の中心的な役割を担う職員を認定感染制御リーダーと呼ぶ。認定感染制御リーダーは、下記の対応を行う。

- (1) 平常時から、他の職員に対して、感染予防対策指導を行う。
- (2) 感染対策マニュアルの整備・見直しを実施する。
- (3) 感染症発生時の対応について、他の職員に指示を行う。
- (4) 保健所および感染管理認定看護師等から、感染対策に関する連絡をする際の窓口となる。

3. 認定感染制御リーダー認定講習会

(1) 認定方法

- ① 施設長が職員を推薦する。
- ② 推薦された職員は、3日間の認定感染制御リーダー講習会(20時間)を受講する。
- ③ 講習会を受講後、草津保健所長が適正と判断した場合、認定感染制御リーダーとして認定する。
- ④ 認定者には、認定証を発行する。
- ⑤ 認定期間は3年間で、更新時期に更新講習を受講する。

(2) 講師

草津保健所職員、県庁感染症対策課職員、南部地域の病院の感染管理認定看護師および感染看護専門看護師等

(3) プログラム
別紙のとおり

4. 認定感染制御リーダー講習会の受講要件

高齢者および障害者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム等）の感染対策の中心となる職員で、下記の要件を満たし、施設長が適任であると推薦する者

- (1) 高齢者および障害者入所施設で、常勤として勤務していること。
- (2) 集団感染発生時に、対策の中心となって施設職員に必要な指示（命令）が出来る立場であること。
- (3) 施設の感染対策向上に対して意欲があること。

※介護職、看護職、管理者等を複数推薦することが可能。

5. ホームページへの掲載

本講習会を受講し、認定証の発行を受けた職員が所属する施設には、感染症対策認定施設として認定証を発行し、特に感染症対策に注力している施設として、草津保健所のホームページに掲載する。

6. 認定感染制御リーダー同士による情報交換会

認定感染制御リーダーが集まり、情報交換や各施設の課題共有、必要な取り組みを検討する機会を年間で定期的に設ける。